

## 委託契約書（案）

島根県（以下「委託者」という。）と〇〇〇〇（以下「受託者」という。）とは、島根県公立高等学校入学者選抜におけるインターネット出願・合否照会システム構築・調達業務の委託について次のとおり契約を締結する。

### （委託の内容）

第1条 委託者は、島根県公立高等学校入学者選抜におけるインターネット出願・合否照会システム構築・調達業務（以下「委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託するものとする。

### （委託業務の処理方法）

第2条 受託者は、別添仕様書により、委託業務を処理しなければならない。

2 受託者は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、委託者の指示を受けるものとする。

### （委託料）

第3条 委託者は、委託業務に対する委託料として、金〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）を受託者に支払う。

2 委託料の年度毎の内訳は下記のとおりとする。

令和7年度分 金〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）

令和8年度分 金〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）

令和9年度分 金〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）

令和10年度分 金〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）

令和11年度分 金〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円）

### （委託期間）

第4条 委託の期間は、契約締結日から令和12年3月31日までとする。ただし、インターネット出願・合否照会システム構築業務（以下、「システム構築」という。）については、契約締結日から令和7年11月30日までとし、インターネット出願・合否照会システム運用保守業務（以下、「システム運用保守」という。）については、令和7年12月1日から令和12年3月31日までとする。

### （契約保証金）

第5条 (A) 受託者が、委託者に納付すべき契約保証金は、免除する。

(B) 受託者が、委託者に納付すべき契約保証金は、金〇〇〇〇円とする。

### （委託業務完了報告）

第6条 受託者は、システム構築の完了後、30日以内にシステム構築完了報告書を委託者に提出しなければならない。

2 受託者は、システム運用保守について、毎月15日までに前月分に係る運用保守業務完了報告書を委託者に提出しなければならない。

(検査及び引き渡し)

第7条 委託者は、前条の完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に業務の完了の確認のため検査を行わなければならない。

2 システム構築に関しては、前項の検査に合格したときをもって、成果物の引き渡しを完了したものとする。

3 システム構築に係る成果物の所有権は、引き渡し完了したときに受託者から委託者に移転するものとする。

(再検査)

第8条 前条第1項の規定による検査の結果、不合格となり、成果物について委託者から補正を命ぜられたときは、委託者は速やかに当該補正を行い、受託者が定める期間内に成果物を納入しなければならない。この場合における検査及び引き渡しについては、前条の規定を準用する。

(委託料の支払)

第9条 委託者は、前2条の検査を終了した後、受託者から適法な支払請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

(履行遅滞)

第10条 受託者は、正当な理由によらないで第4条の委託期間内にシステム構築を完了できないときは、その期間満了の日の翌日からシステム構築を完了する日までの日数に応じ、委託者がシステム構築の未履行部分に相応する委託料相当額として定める額に対し年2.5パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正された場合は、当該改正された後の率。第3項及び第4項において同じ。）を乗じて計算した遅延賠償金を委託者に支払わなければならない。

2 受託者が正当な理由によらないで第4条の委託期間内にシステム構築を完了できないときは、それによるシステム運用保守の履行不能部分に相当する委託料相当額を減額するものとする。

3 委託者は、正当な理由によらないで前条に規定する期間（以下「約定期間」という。）内に委託料を支払わなかった場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し年2.5パーセントを乗じて計算した遅延利息を受託者に支払わなければならない。

4 委託者が第7条第1項に規定する期間内に検査をしない場合において、当

該期間満了の日の翌日から検査をした日までの期間（以下「遅延期間」という。）の日数が約定期間の日数に満たないときは、約定期間の日数から遅延期間の日数を差し引くものとし、遅延期間の日数が約定期間の日数を越えるときは、約定期間は満了したものとみなし、委託者は、その越える日数に応じ、未支払金額に対し年 2.5 パーセントを乗じて計算した遅延利息を受託者に支払わなければならない。

（前金払）

第 11 条 前金払いは行わない。

（個人情報保護）

第 12 条 受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（損害賠償）

第 13 条 受託者は、正当な理由によらないで委託業務の処理に関し、委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（契約の解除）

第 14 条 委託者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの催告をすることなく、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受託者が、委託者の承認を得ないで、債務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせたとき
- (2) 受託者が、履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に債務の全部又は一部の履行をする見込みがないと認められるとき
- (3) 受託者が、債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき
- (4) 受託者又はその代理人若しくは使用人が、監督員、検査員その他の職員の指示に従わず、若しくはその職務の執行を妨げ、又は詐欺その他の不正の行為をしたとき
- (5) 受託者がこの契約に違反し、委託者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その違反を是正しないとき
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、契約の目的を達することができないと認められるとき
- (7) 受託者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているとき

2 委託者は、前項の規定により契約を解除したときは、その既済部分又は既納部分に対して相当と認める金額を支払うことができる。

(違約金)

※第5条(契約保証金)で(A)を用いる場合

第15条 受託者は、前条の規定により、この契約を解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として委託者に支払わなければならない。ただし、受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 委託者は、前条の規定により、契約を解除した場合において、前項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を受託者に請求することができる。

※第5条(契約保証金)で(B)を用いる場合

第15条 受託者は、前条の規定により、この契約を解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として委託者に支払わなければならない。ただし、受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 委託者は、第5条の契約保証金を前項の違約金に充当することができる。

3 委託者は、前条の規定により、契約を解除した場合において、第1項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を受託者に請求することができる。

(権利の譲渡等)

第16条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第17条 受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(不当介入等への対応)

第18条 受託者は、この契約の履行に当たって暴力団等から不当介入又は再委託等への参入の不当要求(以下「不当介入等」という。)を受けたときは、委託者に報告するとともに警察に通報しなければならない。

2 受託者は、この契約の再委託先が不当介入等を受けたときは、当該再委託先が直ちに警察に通報するとともに受託者に報告するよう指導を行わなければならない。

3 受託者は、不当介入等を受けたことにより履行遅延等が生じるおそれがある場合は、委託者と協議しなければならない。

4 不当介入等を受けた受託者又は再委託先が、上記1又は2の報告及び通報

を怠ったと認められるときは、委託者は受託者に対して、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(契約不適合責任)

第 19 条 委託者は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、受託者に対し、その修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）をすることができる。この場合において、受託者は委託者の指定する方法により履行の追完をしなければならない。

2 前項の規定する場合において、委託者は、同項に規定する追完請求に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

3 第 1 項に規定する場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。この場合において代金の減額の割合は納入日を基準とする。

4 追完請求、前項に規定する代金の減額の請求（以下「代金減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときはすることはできない。

5 委託者が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知ったときから 1 年以内にその旨を受託者に通知しないときは、委託者は、その不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受託者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(委託者の調査監督権)

第 20 条 委託者は、この契約に規定する事項を確認するため、受託者及び再委託先の委託業務の作業に立ち会い、又は必要な事項について調査することができる。

(受託者の責任)

第 21 条 受託者は、すべての成果物が第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証する。ただし、委託者の責に帰すべき事由により権利侵害となる場合を除く。

(費用負担)

第 22 条 この契約の締結に要する費用は、受託者の負担とする。

(協議)

第 23 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議してこれを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を 2 通作成し、委託者及び受託者

が両者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和〇年〇月〇日

委託者 島根県松江市殿町 1 番地  
島根県  
島根県教育委員会教育長 野津 建二

受託者 ○○○○  
○○○○  
○○○○  
○○○○

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 受託者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。また特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）を含む。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (取得の制限)

第3 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

#### (目的外利用及び提供の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (適正管理)

第5 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のため、アクセス制限の設定、個人情報が記録されている媒体の管理、個人情報を取り扱う区域（以下「取扱区域」という。）の管理、作業従事者の監督・教育その他の必要な措置を講じなければならない。

#### 【特定個人情報の取扱いのある場合】

##### (適正管理)

第5 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のため、アクセス制限の設定、個人情報が記録されている媒体の管理、個人情報を取り扱う区域の管理、作業従事者の監督・教育その他の必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、特定個人情報を取り扱う区域（以下「取扱区域」という。）について、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。

3 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。

4 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、特定個人情報等を定められた場所から持ち出してはならない。

##### (責任体制の整備)

第6 受託者は、第5の個人情報の管理に当たっては、作業責任者及び作業従事者を定め、内部における責任体制を確保しなければならない。

#### 【特定個人情報の取扱いのある場合】

##### (責任体制の整備)

第6 受託者は、第5の個人情報の管理に当たっては、作業責任者及び作業従事者を定め、内部における責任体制を確保しなければならない。

2 受託者は、業務が特定個人情報等を取扱う事務である場合は、前項による作業責任者及び作業従事者について、書面により委託者に報告しなければならない。

3 受託者は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。

4 受託者は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。

##### (派遣労働者等の利用時の措置)

第7 受託者は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

2 受託者は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果につ

いて責任を負うものとする。

(再委託)

第8 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による業務については自らが行い、第三者(受託者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受託者は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、業務の着手前に、次の各号に掲げる項目を記載した書面により再委託する旨を委託者に申請し、その承諾を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方の名称
- (2) 再委託が必要な理由
- (3) 再委託を行う業務の内容
- (4) 再委託の相手方において取り扱う個人情報
- (5) 再委託の相手方に求める個人情報の安全管理措置の内容
- (6) 再委託の相手方の監督方法

3 再委託を行う場合、受託者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるものとする。

4 受託者は、再委託をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託先に対し適切な管理・監督をするとともに、委託者の求めに応じて、管理・監督の状況を委託者に対して適宜報告しなければならない。

(業務従事者への周知)

第9 受託者は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第10 受託者は、この契約による業務を処理するため委託者から引き渡された個人情報記録された資料等を委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(返還、消去及び廃棄)

第11 受託者はこの契約による業務を処理するために、委託者から提供を受けた個人情報又は

受託者自らが取得した個人情報記録された資料等は、この契約の完了後又は契約を解除されたときは、委託者の指定した方法により直ちに委託者に返還、消去又は廃棄するものとする。

【特定個人情報の取扱いのある場合】

(返還、消去、廃棄及び受渡し)

第11 受託者はこの契約による業務を処理するために、委託者から提供を受けた個人情報又は受託者自らが取得した個人情報記録された資料等は、この契約の完了後又は契約を解除されたときは、委託者の指定した方法により直ちに委託者に返還、消去又は廃棄するものとする。

2 受託者は、この契約による業務において利用する特定個人情報等を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき特定個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。

3 受託者は、特定個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 受託者は、この契約による業務において利用する特定個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該特定個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

5 受託者は、特定個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容(情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日)を記録し、書面により委託者に対して報告しなければならない。

6 受託者は、委託者と受託者の間の特定個人情報の受渡しに関しては、委託者が指定した手段、日時及び場所で行った上で、委託者に特定個人情報の預り証(受け渡し日時、担当者、場所、受け渡し手段を記した書面)を提出しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第12 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

(監査等)

第13 委託者は、この契約による業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び



再委託先に対して、監査、実地検査又は調査（以下「監査等」という。）を行うことができる。受託者及び再委託先は、合理的事由のある場合を除き、監査等に協力しなければならない。

2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

3 第1項及び第2項の規定は、再々委託の場合についても同様とする。  
（漏えい等事案が発生した場合の対応）

第14 受託者は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれのあること（再委託先等の相手方により発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。）を知ったときは、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報等の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時の体制及び連絡手順を定めなければならない。

3 委託者は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第15 委託者は、受託者が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第16 受託者の故意又は過失を問わず、受託者が本特記事項の内容及び法令に違反し、又は怠ったことにより、委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。